

長崎労働局発表  
令和6年8月16日(金)

【照会先】

長崎労働局労働基準部

賃金室長 山本 浩明

賃金指導官 池田 和美

電話 095-801-0033

報道関係者 各位

## 「長崎県最低賃金」の改正決定の答申について

～55円引き上げて、時間額953円に～

長崎地方最低賃金審議会(会長 ふかうら あつゆき 深浦 厚之)は、令和6年8月16日(金)、長崎労働局長(くらなが けいすけ 倉永 圭介)に対し、「長崎県最低賃金」を55円引き上げて、時間額953円とするよう答申を行いました。(答申文の写しは別添参照)

同審議会は、中央最低賃金審議会から示された引上げ額の目安(50円)を参考に、県内の経済・雇用情勢や賃金実態など長崎県最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、最低賃金法の趣旨に沿って調査審議を重ねた結果、今回の答申を行ったものです。

今後は、答申内容の公示、異議申出に関する審議等を経て、最短で令和6年10月12日(土)から改正後の長崎県最低賃金が適用されることとなります。

### 【参考】長崎県最低賃金額及び引上げ額、引上げ率の推移

年 度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (予定)
効力発生日	R2.10.3	R3.10.2	R4.10.8	R5.10.13	R6.10.12
最低賃金額	793円	821円	853円	898円	953円
引上げ額	3円	28円	32円	45円	55円
引上げ率	0.38%	3.53%	3.90%	5.28%	6.12%

